



不動産の問題まるっと解決！

おしえて底地くん

Q.火災で借地上の建物が焼失した。借地権は消滅したのでしょうか？

A. 火災などによって登記された建物が滅失しても、借地権は消滅しません。また、以下の3つを土地の見やすい場所に掲示することによって、建物滅失日から2年間は借地権を第三者に対抗できます（借地借家法第10条第2項）。①その建物を特定するのに必要な事項（一般的には、登記簿上の表示によって特定します）、②その滅失日、③建物を新たに築造する旨

お知らせ

5月1日より東京さくらトラム(都電荒川線)の運行がスタートしました！

2026年5月1日より、東京都交通局が運行する東京さくらトラム(都電荒川線)において、弊社マスコットキャラクター「底地くん」を全面にあしらったラッピング車両の運行を開始しました。本企画は、専門性が高く、一般には理解されにくい「底地」「居抜き」「共有持分」といった不動産分野を、親しみやすいキャラクターと公共交通を通じて発信する、業界でも珍しい取り組みです。2027年4月30日まで運行の予定です。

※運行スケジュールなどに関して、
営業所および乗務員へのお問い合わせはご遠慮ください。



底地・築古収益物件・共有持分

情報お寄せください！



株式会社サンセイランディック

〒100-6921

東京都千代田区丸の内2-6-1 丸の内パークビルディング21F

TEL: 03 - 5252 - 7515 (営) FAX: 03 - 5252 - 7516

Email: Info@sansei-l.co.jp

札幌支店

〒060-0003

北海道札幌市中央区北3条西2-2-1

NX札幌ビル7F

TEL:011-261-3960 (代) / FAX:011-261-3955

仙台支店

〒984-0051

宮城県仙台市若林区新寺一丁目2-26

小田急仙台東口ビル8F

TEL:022-742-2411 (代) / FAX:022-742-2412

名古屋支店

〒460-0002

愛知県名古屋市中区丸の内3-20-17

KDX桜通ビル10F

TEL:052-955-6380 (代) / FAX:052-955-6389

京都支店

〒600-8008

京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8

京都三井ビルディング6F

TEL:075-241-0188 (代) / FAX:075-241-0199

関西支店

〒541-0041

大阪府大阪市中央区北浜3-5-29

日本生命淀屋橋ビル12F

TEL:06-4706-0040(代) / FAX:06-4706-0045

九州支店

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神二丁目8番35号

天神住友生命FJビジネスセンター18F

TEL:092-718-0212(代) / FAX:092-718-0213

